

令和8年度 日本学生支援機構奨学金(在学採用)の2次募集の申込にあたって 【医学部生用】

令和8年度2次募集におきまして、給付奨学金及び貸与奨学金の申請を受け付けます。

・給付奨学金

令和2年4月より、新しい入学科・授業料免除制度の制定及び日本学生支援機構(JASSO)による給付型奨学金の拡充(高等教育の修学支援新制度)が実施されました。高等教育の修学支援新制度は以下の2つの支援からなります。

・給付奨学金 ・授業料等の減免

この新制度による支援を受けるには、まず日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。

※大学院生、研究生、多浪生(3浪以上)、留学生、留年経験者は対象外です。

※支援始期は、令和8年10月です。

※授業料減免の認定要件は、給付奨学金の認定要件と同一となっているため、今回の申請書類をもとに認定を行います。

・貸与奨学金

利息のつかない第一種奨学金と利息がつく第二種奨学金があります。**返還が必要な「貸与金」**となります。

※留学生、留年生は対象外です。

貸与始期

第一種：令和8年10月

第二種：令和8年10月～令和9年3月のうち、本人の希望する月

申請にあたっては、必ず日本学生支援機構(JASSO)のホームページに掲載されている『奨学金案内』を熟読し、給付奨学金は支援対象者の要件を確認し、貸与奨学金は返還についても充分考慮したうえで申請してください。

(窓口で配布している奨学金案内ダイジェストの表紙に掲載のURL及びQRコードからアクセス可)

申請の際には、必要書類の提出及びスカラネット(インターネット入力)を利用した申込みを行う必要があります。下記の手順に従い、提出期限及び入力期限を厳守のうえ、申込手続を完了してください。

申し込みの流れ

① 申請書類を入手する。

・紀三井寺キャンパス学生課窓口で配布します。

配布期間：**令和8年10月6日(火)**まで

〈配布書類〉

- ・申込みにあたって(※この用紙です。)
- ・令和8年度日本学生支援機構奨学金の申込みにあたっての識別番号
- ・2026年度 奨学金ダイジェスト(カラー冊子)
- ・2026年度 スカラネット下書き用紙(給付・貸与共通)
- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット(黄緑色の封筒)
- ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
※スカラネット申込入力完了時の受付番号を必ず記載すること。
- ・大学等のへの修学支援の措置に係る学修計画書

- ・「新たに生まれた子等」の数の申告書および証明書類
(令和8年1月1日～令和8年8月31日の間に、新たに生まれた子等が居る場合、提出が必要です。)
- ※ 給付奨学金・貸与奨学金いずれに申し込む場合も必要。
- ※「新たに生まれた子等」の基準については様式に記載の通り。該当者が居ない場合、提出は不要。

- ② **給付奨学金申込者**は下記期限までに「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を学生課（紀三井寺キャンパス）に提出する。

提出期限：令和8年10月8日（木）必着

- ③ 奨学金案内を読み、必要な書類等を揃え、『スカラネット入力下書き用紙』に記入後に、スカラネット（インターネット入力）を利用した申し込みを行う。

入力期限等は下記のとおりです。

	スカラネット・ マイナンバー入力期限	奨学金確認書兼地方税同意書の提出（機構必着）
第1回	令和8年9月30日（水）	～10月1日（木）
第2回	令和8年10月31日（土）	～11月2日（月）

※ スカラネットに入力する本人住所は、住民票の住所とすること。

- ④ スカラネット入力終了後、以下の書類を大学に提出する。
- ・『スカラネット入力下書き用紙』※スカラネットにて入力終了後表示される受付番号まで必ず記載すること。
 - ・『学修計画書』
 - ・「その他証明書類」（該当者のみ）
 - ・「新たに生まれた子等」の数の申告書及び証明書類（該当者のみ）

	提出期限
第1回	令和8年10月8日（木）
第2回	令和8年11月10日（火）

提出方法について

学生課窓口（紀三井寺キャンパス）へ提出。

※**郵送で提出**する際は、封筒の表に「**奨学金在学採用書類在中**」と朱書きし、必ず簡易書留やレターパック等の**配達記録が残る方法**で郵送してください。

郵送先：〒641-8509 和歌山県和歌山市紀三井寺 811-1
和歌山県立医科大学学生課 奨学金担当者 あて

◆ 重 要 ◆

提出書類の不備や通知書類の受け渡しなどにより、奨学金担当から奨学生へ連絡を行う場合があります。講義時間の関係上、メール（緊急を要する場合は電話）をすることも多々ありますので、**学内メール（d学籍番号@wakayama-med.ac.jp）は必ず確認してください。また、チェック漏れ防止のため携帯電話等への転送設定を行うようにしてください。**

各提出締め切りを守らない場合は、採用が取り消される場合があります。

なお、奨学金に関する質問や相談は学生課窓口のほか、奨学金担当アドレスでも受付けています。

（表示名：医学部奨学金減免担当 mail：i-syogak@wakayama-med.ac.jp）

給付奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

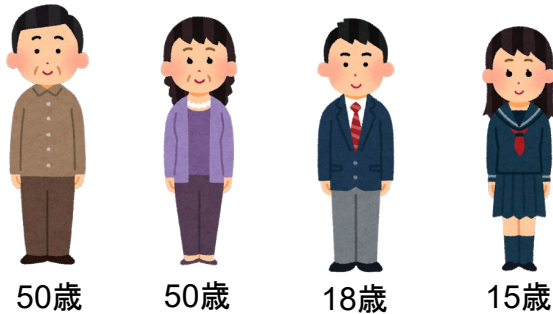
Q 日本学生支援機構に給付奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

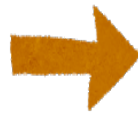
毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生の時の予約採用や、大学等にて春に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。

2026年春の申込みでは2024年の収入に基づく住民税情報、2026年秋の申込みでは2025年の収入に基づく住民税情報により判定されます。（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

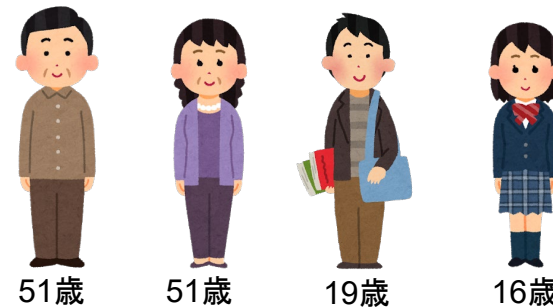
例えば・・・



2024年中の世帯収入400万円で
2025年の予約採用で申込み



給付奨学金の
家計基準を満たしません



2025年中の世帯収入370万円で
2026年秋の在学採用で申込み



給付奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わっていれば・・・



（住民税情報は
2026年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報（収入の情報）が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、状況が変化した場合、次の年の秋に申し込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「進学資金シミュレーター」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。